

県土整備部水・環境課指定管理候補者の選定結果について

1 申請団体名及び選定結果

旧吉野川流域下水道

申請団体名	選定結果
旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体	指定管理候補者

（選定理由）

旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体は、県内の（公財）徳島県建設技術センターと県外のテスコ（株）の2者で構成された共同事業体である。

主たる構成員の（公財）徳島県建設技術センターは、これまで指定管理者として業務を続けてきたことから、旧吉野川流域下水道の施設特性や流入する汚水の状態等を的確に把握しており、これまで良好かつ適切に管理運営又は水処理をしてきた実績をもとに、効率的かつ安定的に管理運営する能力があると認められる。

また、構成員のテスコ（株）は、全国で下水処理場の運転管理を行い、高い技術力と豊富な経験を有し、効率的で質の高い管理運営が期待できる。

次に、安全・危機管理についても、下水道BCPや事故対策マニュアル等を整備するとともに、災害や事故に備えた研修訓練を定期的に開催するなど、迅速かつ適切に対応できる体制が講じられている。

さらに、下水道維持管理における地元企業及び技術者の育成についても、研修会等の実施に加え、水処理施設運転管理業務の一部を県内企業に委託し企業育成を実施するなど、具体的な提案がなされており、さらなる地元企業及び技術者の育成が期待できる。

以上のことから、選定基準に基づき総合的に評価した結果、指定管理候補者として適格な団体であると認められる。

2 県土整備部指定管理候補者選定委員会委員名簿

役 職	氏 名
徳島大学大学院教授	長尾 文明
徳島県経営者協会会員	井上佐知子
（公社）徳島県労働者福祉協議会常務理事	兼松 文子
税理士	久次米貞美
徳島県県土整備部副部長	北川 政宏

### 3 選定の経緯

平成30年	7月17日	第1回選定委員会（募集要項の承認，審査基準等の決定）
	7月25日	募集開始（募集要項の公表）
	8月21日	現地説明会
	9月4日	関係書類配付終了
	9月11日～25日	申請書類受付
	10月2日～14日	各選定委員が申請書類を事前分析
	10月15日	第2回選定委員会（書類審査，面接審査，指定管理候補者の選定）

### 4 選定委員会における選定結果

施設名	申請団体名	総合得点
旧吉野川流域下水道	旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体	適 (総合評価)

### 5 指定管理候補者の主な提案内容

#### 旧吉野川流域下水道

区分	旧吉野川流域下水道管理運営共同事業体の主な提案内容
県民の平等な利用の確保と施設の効用の最大限の発揮	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 旧吉野川流域下水道の指定管理業務に携わり培った「経験とノウハウ」を活かし、効率的な管理運営を行うとともに、良好な放流水質を確保する。</li> <li>② 日常点検や定期点検などにより事故防止に努めるとともに、下水道BCPや事故対策マニュアル等に基づき、災害・緊急時に迅速に対応できる体制を整える。</li> <li>③ 個人情報保護要綱に基づき、個人情報の適切な取扱いを行う。</li> <li>④ 土日祝日や夜間の体制を整備することで、施設の維持管理や非常時の対応に万全を期する。</li> <li>⑤ 「スタッフ会議」を平日毎朝開催し、業務内容の確認を行うとともに、「下水道管理運営改善委員会」を設置し、課題や改善策を毎月検討する。</li> <li>⑥ 公共下水道の接続率向上に向けた市町支援を行うとともに、浄化センター見学会、「下水道の日」街頭キャンペーン、小学校を対象とした環境学習出前講座等の実施により、下水道普及促進のための広報活動を行う。</li> </ul>
効率的な管理運営 (経済性の追求)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 共同事業体としての相乗効果を最大限に発揮し、資格と能力を有する職員を配置することにより、最小限の人員配置とし、効率的な管理運営を行う。</li> </ul>

- ② 新たに、複数年契約による委託費の縮減を検討する。
- ③ 指定管理料は、5年間で 1,372,210千円（10%税込み）。

（単位：千円）

年 度	H 3 1	H 3 2	H 3 3	H 3 4	H 3 5
指定管理料	237,835	275,144	280,705	287,195	291,331

<p>安定した管理のための人的・物的経営基盤の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 日常巡視や定期点検により、施設の不具合の早期発見に努め、早期の修繕を実施し長寿命化につなげる。</li> <li>② 処理水の水質基準について、管理基準値を上回る目標値を定め、最適な運転管理を行う。</li> <li>③ 下水道法 22 条第 2 項に規定する資格者をはじめ、第 1 種電気工事技師、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者などの有識者を含め、16 時間運転時には 14 人を配置する。</li> </ul>
<p>地域への貢献及び連携等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地元自治会との意見交換会のほか、清掃ボランティア活動の実施や協力など、地域の連携を図る。</li> <li>② 県内企業優先発注や県産材の優先使用を図る。</li> <li>③ 下水道維持管理における地元企業の育成について、水質管理業務を、平成 26 年度から県内企業に委託し企業育成に取り組んでおり、今後も継続して実施するとともに、研修会、講習会の開催等により下水道技術者の育成と技術力の向上に努めていく。</li> </ul>